

防災あきふちゅう

第23号 令和5年6月1日発行
府中町危機管理監危機管理課
府中町消防本部
府中町北部町内会連合会
府中町南部町内会連合会

住宅用火災警報器は

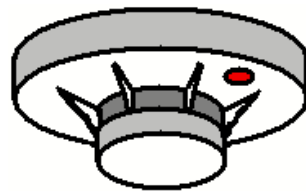
あなたと大切な家族の命を守ります！

- ① 住宅用火災警報器を設置しましょう！
- ② 定期的に点検を行いましょう！
- ③ 設置から10年経過した住宅用火災警報器は本体を交換しましょう！

【設置場所】

- ・ 全ての寝室
- ・ 寝室が2階にある場合は2階の階段

※住宅用火災警報器は就寝中の火災発生に気が付き、逃げ遅れを防ぐ機器です。



住宅用火災警報器の取付け等支援のご案内

1. 支援の内容

住宅用火災警報器の取付けや取替えを消防職員が無償で行います。

※住宅用火災警報器は申請者ご自身で準備してください。

2. 支援の対象世帯

府中町内に居住する者で、次に掲げるいずれかの世帯が対象となります。

- ① 65歳以上の者のみで構成されている世帯
- ② その他消防長が支援する必要があると認める世帯（障害者世帯等）

3. 申請方法

「住宅用火災警報器取付け等支援申請書」による申請が必要になります。

まずは、府中町消防本部予防課予防係（082-286-3119）へご連絡ください。

※代理の方の申請も可能です。